

長野県公安委員会告示 第57号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、塩尻市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、下表のとおり公示する。

令和4年9月21日

長野県公安委員会

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
名称	所在地			
棧敷	長野県塩尻市大字棧敷625-2先	一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員11人未満の自動車（通称「のろーと塩尻」）に限る。	停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和4年6月27日から令和4年9月8日の間に関係者において合意したものの。
長畝下	長野県塩尻市大字長畝135-1先			
青山製作所前	長野県塩尻市大字塩尻町584先			
松金屋前	長野県塩尻市大字柿沢505-2先			
塩尻仲町	長野県塩尻市大字塩尻町75-1先			
室町	長野県塩尻市大字塩尻町128-1先			
塩尻営業所	長野県塩尻市大字大小屋105-22先			
堀ノ内	長野県塩尻市大門四番町1-12先			
かじや坂	長野県塩尻市大字下西条219-2先			
山の腰	長野県塩尻市大字下西条250-5先			
中西条	長野県塩尻市大字中西条237-2先			
三嶽神社前	長野県塩尻市大字中西条12-2先			
慈光院下	長野県塩尻市大字上西条430-4先			
常光寺入口	長野県塩尻市大字上西条494-1先			
強清水	長野県塩尻市大字上西条851-2先			
塩尻東保育園前	長野県塩尻市大字峰原173-4先			
金井公民館	長野県塩尻市大字金井85-2先			
みどり湖花公園	長野県塩尻市大字塩尻町1650-1先			
みどり湖団地南	長野県塩尻市大字塩尻町1637-2先			